

令和 6 年度 運営指導における主な指導事例（介護老人保健施設に関する事項）**1 運営基準****(1) 入退所について****【事例】**

在宅復帰に係る検討会議を 3 か月に 1 回開催していたものの、会議後 3 か月以内に退所する入居者について、具体的な検討を改めて行っていない。

ア 入所者について、その病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて定期的に（3 月ごと）検討することはもちろん、その病状及び身体の状態に応じて適宜実施してください。

(2) 介護保険施設サービスの取扱方針について**【事例】**

新規採用職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。

ア 当該研修は、年 2 回以上開催するとともに、新規採用時にも必ず実施する必要があります。

(3) 施設サービス計画の作成について**【事例】**

当該計画における長期的な目標と短期的な目標の達成期間が同じ期間で計画している。

ア 長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標に対するそれぞれの目標の達成時期を明確に盛り込んで下さい。

(4) 看護及び医学的管理の下における介護について**【事例】**

褥瘡対策に関する職員継続教育実施していない。

ア 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制の一つとして、介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する必要があります。

(5) 勤務体制の確保等について

【事例】

ユニットリーダー研修を修了した職員数が不足している。

ア ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を各施設に2名以上配置する必要があります。

※ 2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいとされています。

2 介護報酬

(1) 入所前後訪問指導加算について

【事例】

退所後の生活に係る支援計画を作成していない。

ア 当該加算算定にあたっては、入所予定者およびその家族等の意向を踏まえた、施設及び在宅の双方にわたる切れ目のない支援計画を作成してください。

(2) 栄養マネジメント強化加算について

【事例】

入所者の食事の観察回数を記録していない。

ア 栄養ケア計画に従い、入所者の栄養管理をするための食事の観察を週3回以上行い、当該入所者の栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、施行を踏まえた食事の調整や姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施する必要があります。

(3) 口腔衛生管理加算について

【事例】

当該加算にあたり、入所者又はその家族等からの同意を得ていることが確認できない。

ア 当該加算に係るサービス提供にあたっては、入所者又はその家族等に対し医療保険による実施の有無を確認するとともに、同意を得てください。